

臨時休館及び開園・ 開場延長のお知らせ

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、下記のとおり、臨時休館及び開園・開場の延長をします。

休館期間

4月20日(月)～5月6日(水)

【対象施設】

中央公民館、上浦幌公民館、吉野公民館、厚内公民館、図書館、博物館、複合施設フタバ、総合スポーツセンター、上浦幌地区軽スポーツセンター、幾千世地区軽スポーツセンター、厚内地区軽スポーツセンター、浦幌屋内ゲートボール場、上浦幌屋内ゲートボール場、農業団地センター（2階会議室等）、新養老コミュニティセンター（豆腐施設）

開園・開場

5月7日(木)～

【対象施設】

森林公園、健康公園（多目的広場）、町民球場、浦幌パークゴルフ場、上浦幌パークゴルフ場、吉野パークゴルフ場、厚内パークゴルフ場